

令和6年度版

埼玉の震災対策



あなたのイツモが
モシモを変える。



埼玉県

■ はじめに ■

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震から13年が経過しました。

この地震はマグニチュード9.0という、これまで想定していた規模を超えるもので、埼玉県内にも負傷された方や建物の被害に遭われた方がいらっしゃいます。この地震では帰宅困難者対策や避難所の運営のあり方など新たな課題が浮き彫りになりました。

埼玉県では、これらの課題に対応すべく平成24年度から平成25年度にかけて、首都直下地震に係る科学的知見や客観的データを踏まえ、地震被害想定の見直しを行いました。

また、その後も熊本地震や令和元年東日本台風など激甚化する災害対応の教訓や、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営方法などを盛り込んだ、地域防災計画を令和4年3月に改正しました。

地震は、ある日、突然やってきます。世界で発生する地震の1割、マグニチュード6以上の地震に限れば2割もの地震が日本周辺で発生しているといわれています。

私たちは、地震の被害から逃れることはできませんが、日ごろから地震に備えることにより、被害を軽減することは可能です。具体的には、家の耐震化、家具や電化製品の固定や水・食料品などの備蓄が行うことです。

県では、災害への備えを普段の生活の中で取り組んでもらうイツモ防災や地域防災力の中心を担う自主防災組織の結成促進など、災害に備えて様々な取組を行っています。

今後も、県は震災対策をはじめとした防災対策を推進してまいります。大切なのは、県民の自主的、自発的な取組です。本書が地域の皆様による防災活動の参考になれば幸いです。



「埼玉の震災対策」とは

埼玉県震災予防のまちづくり条例の第8条で、「震災の予防に関する状況及び県が震災の予防に関し講じた施策の状況を明らかにする報告書を作成し、公表する」ことを定めています。本報告はこれに基づくものであり、県民の皆様の自主的・自立的な取組を支援するため、地震や震災対策に関する様々な情報や県の施策などを毎年1回、県民の皆様へ情報提供をさせていただくものです。

令和5年度に実施した県の施策をわかりやすく紹介するとともに、県民の皆様のお役に立つような情報を特集として掲載しています。また、主要なデータを資料編として掲載しています。

●●● 令和6年度 埼玉の震災対策目次 ●●●

I 埼玉県震災対策

- | | |
|-------------------|---|
| 1 埼玉県震災予防のまちづくり条例 | 4 |
| 2 埼玉県地震被害想定調査 | 6 |

II 災害に備えた体制の整備

- | | |
|--------------------|----|
| 1 埼玉県の防災体制 | 9 |
| 2 帰宅困難者対策 | 11 |
| 3 災害時の情報収集と伝達体制の整備 | 12 |
| 4 防災ヘリコプター | 14 |
| 5 防災活動拠点の整備 | 16 |
| 6 物資の備蓄 | 18 |
| 7 救援物資管理システムの整備 | 20 |

III 震災の予防に関し講じた施策

- | | |
|-------------|----|
| 1 重点施策の取組状況 | 23 |
| 2 施策の進捗状況 | 35 |

IV 東日本大震災

- | | |
|--------------------|----|
| 1 東日本大震災の被害状況等について | 38 |
|--------------------|----|

V 資料編

- | | |
|----------------------------|----|
| 1 埼玉県震災予防のまちづくり条例(全文) | 40 |
| 2 避難情報の判断・伝達マニュアル | 45 |
| 3 避難所の運営に関する指針 | 45 |
| 4 埼玉県における被害地震 | 46 |
| 5 自主防災組織の市町村別組織率 | 48 |
| 6 防災ヘリの市町村等への訓練参加状況(令和5年度) | 49 |
| 7 埼玉県の備蓄物資の状況 | 51 |
| 8 市町村の備蓄物資の状況 | 52 |